

## 厚生科学審議会生殖補助医療部会におけるヒト受精胚の取り扱い等 に関する議論について

平成15年10月28日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

第24回総合科学技術会議生命倫理専門調査会（平成15年8月27日）にて、「ヒト受精胚の取り扱い等について厚生科学審議会生殖補助医療部会で行われた議論を参考とした」との藤本征一郎委員からの要望についてお答え致します。

問1．生殖補助医療部会では受精胚の性格（人であるのかモノであるのか）についてどのように議論されたのか。また、胚の廃棄の扱いについてどのように議論されたのか。

答）受精胚の性格については、特段の議論は行われていないが、生殖補助医療部会の報告書において、精子・卵子の提供者の同意の撤回について、「提供を受ける夫婦の精子・卵子と受精させた時点で、作成された胚の一部は提供を受ける夫婦の精子・卵子のものであることから、精子・卵子の提供における受精以降の同意の撤回は認めないこととし、当該同意は受精前であればいつでも撤回できることとする」との記載があり、ヒト受精胚にたいしては生命倫理の観点等から一定の配慮をもって取り扱うべきものという認識が議論の基本にあった。

ヒト受精胚の廃棄等の取り扱いについては、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に特有の主題ではなく、特段の議論は行われていないが、日本産科婦人科学学会会告「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解」にて定められており、保存の必要がなくなった場合は、一般社会通念に反しないよう適宜処置して差し支えないものと認識されていた。

参考）我が国で昭和58年に体外受精による出生が初めて行われたことを契機のひとつとして、同年、旧厚生省において「生命と倫理に関する懇談会」が設置され、生命倫理に関する議論が2年2ヶ月間行われたが、その中において、体外受精や、ヒト受精胚の考え方に関する議論がなされ、昭和60年に同懇談会の報告書が出された。懇談会の中では、ヒト受精胚をいつの時点から生

命と見るか否かについて、子宮内に着床した時期、受精した時点、分割することが不可能となった時期（受精後2週間程度）といったいくつかの説を引用しつつ、議論がされたものの、報告書の中ではどの考え方が優れているかといった判断はされていない。

問2 . 基本的な考え方として「人を専ら生殖の手段として扱ってはならない」となっている一方で、受精胚の提供を認めていることについてどのような議論があったのか。

答) 厚生科学審議会生殖補助医療部会の報告書においては検討の前提となる基本的な考え方として、「人を専ら生殖の手段として扱ってはならない」ということが挙げられている。ここでの「人」とは、もっぱら「母体」のことを指していると認識されており、ヒト受精胚の扱いについて述べたものではないが、同報告書では、胚の提供に関して「生まれた子の福祉のために安定した養育のための環境が十分に整備され、この福祉が担保された場合においては、移植できる胚を他の夫婦が自己の胚移植のために得た胚であって、当該夫婦が使用しないことを決定したものに限定した場合、安全性など6つの基本的考え方に照らして必ずしも問題があるとは言えないことから、こうした胚に限り、胚の移植を容認することとする。」という記述があり、この場合、子の福祉にある程度配慮した条件下では、ヒト受精胚が生殖の手段となるとは言えない。

(藤本委員からの追加質問)

問 . 胚の提供が行われる際、遺伝的に親との繋がりのないことについて、養子縁組み等の手続きの必要性に関する議論があったのか。

答) 生殖補助医療部会の報告書では、「提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療については、個々の症例について実施医療施設の倫理委員会において実施の適否が審査されることとなるが、提供された胚による生殖補助医療については、提供を受ける夫婦のいずれの遺伝的要素も受け継がない子が誕生することとなることから、より慎重な審査を行うため、個別の事例ごとに、公的管理運営機関の審査会にて、(中略)提供を受ける夫婦が子どもを安定して養育することができるかなどの観点から実施の適否を審査することとした」との記載があるとおり、提供された胚による生殖補助医療において、遺伝的に親との繋がりがなくないことについての対応が議論された。また、提供された胚による生殖補助医療の実施により出生した子の親子関係の確定について、法的に存在する元の親子関係を断ち切る意義を含む養子縁組と同じ手続きを要するとまでは言えないという議論があった。